

別 添

評 価 基 準

# 1 実績等の評価基準（配点15点）

区分	評価項目		評価基準	配点	
				標準	最大
設計等業務	配置予定技術者の実績	管理技術者	<p>○平成27年（2015年）4月以降に契約履行を完了した次の要件を満たす新築工事、改築工事または増築工事に係る設計業務の実績<sup>※1</sup>を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎、事務所等（令和6年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型4の第2類に該当）又は博物館、図書館等（同類型12の第2分類に該当）で延べ面積2,500㎡以上の建築物</li> </ul> <p>○2件まで記載。要件に適合する場合は、1件につき0.6点配点する。</p> <p><b>【加算】</b> ○国、地方公共団体等<sup>※2</sup>が発注した実績の場合は、1件につき0.15点加算する。</p>	1.2	1.5
		建築総合設計主任技術者		1.2	1.5
		建築構造設計主任技術者		1.2	1.5
		電気設備設計主任技術者		1.2	1.5
		機械設備設計主任技術者		1.2	1.5
	公園等設計主任技術者	<p>○平成27年（2015年）4月以降に契約履行を完了した次の要件を満たすに係る設計業務の実績<sup>※1</sup>を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園等で延べ面積10,000㎡以上</li> </ul> <p>○2件まで記載。要件に適合する場合は、1件につき0.6点配点する。</p> <p><b>【加算】</b> ○北海道内の実績の場合は、1件につき0.15点加算する。</p>	1.2	1.5	
先駆的な業務の実績	ZEBの実績	<p>○次の要件に合致するZEB<sup>※3</sup>の設計実績を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①延べ面積2,500㎡以上</li> <li>②建設地：北海道内</li> <li>③用途：建築物省エネ法8用途のうち工場を除く</li> </ul> <p>○2件まで記載。要件に適合する場合は、1件につき1.0点配点する。</p> <p>○役場庁舎・文化交流施設建設事業に配置を予定している、管理技術者、建築総合主任技術者、電気設備主任技術者または機械設備主任技術者が設計実績を有している場合は1件につき0.25点加算する。</p>	2.0	2.5	
小計				9.2	11.5

建設 工事 業務	配置予 定技術 者の実 績	建築主体工事監理技 術者	○平成 21（2009）年 4 月以降に完成引渡しした 次の要件を満たす新築工事、改築工事または増築 工事に係る工事の実績 <sup>※4</sup> を有していること。 ・庁舎、事務所等（令和 6 年国土交通省告示第 八号別添二による建築物の種類 4 の第 2 類に 該当）又は博物館、図書館等（同類型 12 の 第 2 分類に該当）で延べ面積 2,500 m <sup>2</sup> 以上の 建築物 ○2 件まで記載。要件に適合する場合は、1 件に つき 0.75 点配点する。 【加算】 ○国、地方公共団体等 <sup>※2</sup> が発注した実績の場合は、 1 件につき 0.25 点加算する。	1.5	2.0
	配置予 定技術 者の資 格	建築主体工事監理技 術者	○1 級建築工事施工管理技士の資格を保有してい る場合、0.9 点配点する。 【加算】 ○1 級建築工事施工管理技士を保有して 5 年以上 経過 <sup>※5</sup> している場合、0.3 点加算する。 ○一級建築士を保有している場合、0.3 点加算す る。	0.9	1.5
	小計			2.4	3.5
合計				11.6	15.0

※1 管理技術者については、管理技術者または建築総合設計主任技術者の立場で携わった場合のみ実績とみなす。また、各主任技術者については、同じ分担の主任技術者の立場で携わった場合のみ実績とみなす。ただし、建築総合設計主任技術者については、管理技術者の立場で携わった場合も実績とみなす。

※2 国、地方公共団体、建設業法施行令第 45 条に規定する公共法人、建設業法施行規則第 18 条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

※3 『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready または ZEB Oriented に該当すること

※4 監理技術者（建築主体工事）の立場で携わった場合のみ実績とみなす。

JV での受注実績は出資割合 20%以上を対象とする。

※5 資格を取得してから公告日までの期間

## 2 技術提案の評価基準（配点 50 点）

- (1) 業務全体 (10.0 点)
- (2) 設計業務 (20.0 点)
- (3) 建設工事業務 (12.5 点)
- (4) 地域貢献・社会貢献 (7.5 点)

### 3 価格（配点35点）

価格評価は参考見積提案率（％）にて行う。

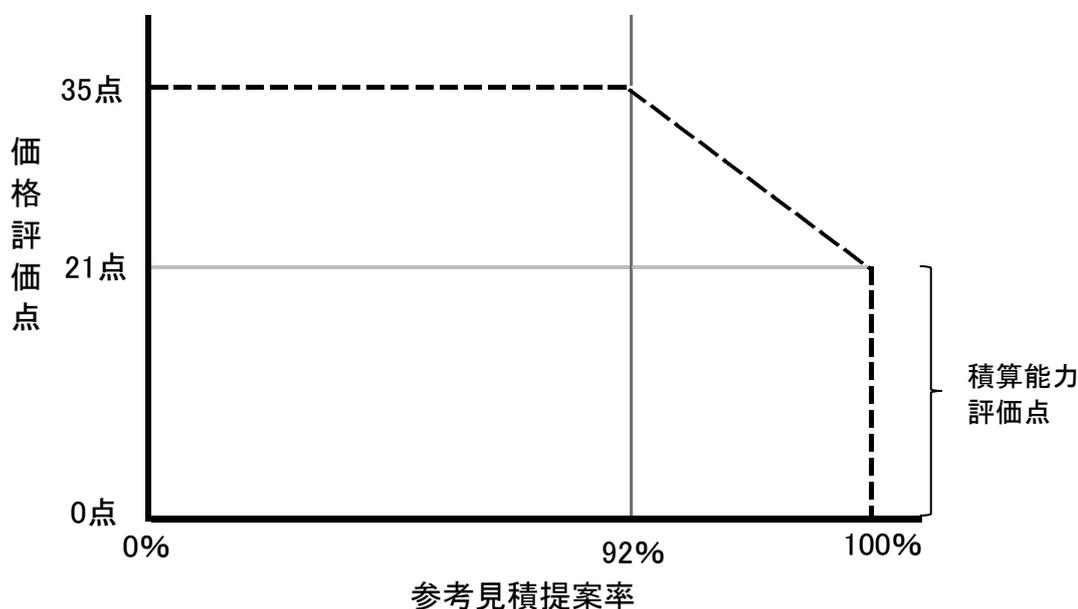
$$\text{参考見積提案率（％）} = (\text{VE提案採用後概算工事費} / \text{事業費参考額}) \times 100$$

$$\text{VE提案採用後概算工事費} = \text{概算工事費} - \text{VE提案採用金額}$$

価格 評 価	・参考見積提案率が100%を超える価格評価点は0点とする。
	{92% < 参考見積提案率 ≤ 100%} における評価点
	・{92% : 35点} と {100% : 21点} を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。
	・価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a) + C$
	・x : (参考見積提案率 - 92) %
	・y : 価格評価点
	・a = 8% ・b = 14点 ・C = 21点 (積算能力評価点)
	・参考見積提案率が92%以下の場合は、35点とする。

※評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

価格評価点のイメージは次のとおり。



【例】参考見積提案率が94%だった場合

$$x : (94 - 92) \% = 2\% \quad y : (14 \times (1 - 2/8)) + 21 = 31.5 \text{ 点}$$

参考見積提案率2.0%ごとの評価点

92% : 35.0点    94% : 31.5点    96% : 28.0点    98% : 24.5点    100% : 21.0点